

議案第 6 0 号

さいたま市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 4 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市屋外広告物条例の一部を改正する条例

さいたま市屋外広告物条例（平成 1 4 年さいたま市条例第 1 0 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(罰則) 第 3 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) [略]	(罰則) 第 3 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の <u>懲役</u> 又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。